

公有財産台帳の登載誤り及び行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																														
東高等学校	<p>1 学校の用地ではない土地が公有財産台帳に登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 472 1629 613"> <thead> <tr> <th>所在地番</th> <th>実測面積</th> <th>公簿面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市都島区東野田 4 丁目498番 2</td> <td>623.05㎡</td> <td>623.00㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 762 1629 1182"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>0.25㎡</td> <td>水準点の設置</td> <td>免除</td> <td>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.37㎡</td> <td>広報板の設置</td> <td>免除</td> <td>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>電話柱の設置</td> <td>免除</td> <td>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地 建物</td> <td>0.18㎡ 0.6625㎡</td> <td>災害時特設公衆電話の設置</td> <td>免除</td> <td>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>52.5㎡</td> <td>防災備蓄物資の保管</td> <td>免除</td> <td>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。 また、許可内容に変更が生じていたが、書面による承認の手続を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1409 1629 1560"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>16.00㎡</td> <td>売店（給品部）の設置</td> <td>免除</td> <td>(注1) 令和4年4月1日から令和5年11月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 変更後の許可期間。ただし、期間の終期の日は不明。</p> <p>4 行政財産の使用許可について、許可内容に変更が生じていたが、書面による承認の手続を行っていなかった。 また、使用許可の変更後の状況について、公有財産台帳の登載を行っていなかった。</p>	所在地番	実測面積	公簿面積	大阪市都島区東野田 4 丁目498番 2	623.05㎡	623.00㎡	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	0.25㎡	水準点の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	土地	0.37㎡	広報板の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	土地	1本	電話柱の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	土地 建物	0.18㎡ 0.6625㎡	災害時特設公衆電話の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	建物	52.5㎡	防災備蓄物資の保管	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	16.00㎡	売店（給品部）の設置	免除	(注1) 令和4年4月1日から令和5年11月まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>(使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【当該行政財産の使用許可書】 第9 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第3条により委任を受けた者）（以下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。</p>
所在地番	実測面積	公簿面積																																														
大阪市都島区東野田 4 丁目498番 2	623.05㎡	623.00㎡																																														
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																												
土地	0.25㎡	水準点の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで																																												
土地	0.37㎡	広報板の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで																																												
土地	1本	電話柱の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで																																												
土地 建物	0.18㎡ 0.6625㎡	災害時特設公衆電話の設置	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで																																												
建物	52.5㎡	防災備蓄物資の保管	免除	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで																																												
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																												
建物	16.00㎡	売店（給品部）の設置	免除	(注1) 令和4年4月1日から令和5年11月まで																																												

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
土地	(注2) 6台	自動販売機の設置	免除	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで
(注2) 公有財産台帳では、許可数量が「8台」のまま放置されていた。				

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月7日）